

第5回補充立候補制度等のあり方に関する研究会

平成19年10月3日

【蒲島座長】 それでは時間になりましたので、ただいまから第5回研究会を開催したいと思います。

皆さん、大変お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございました。本日は全委員の出席をいただいております。

初めに、事務局の人事異動があったようですので、ごあいさつをお願いいたします。

【安田選挙課長】 9月15日付で選挙課長を拝命いたしました安田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【蒲島座長】 それでは、早速、審議に入りたいと思います。

まず、事務局より、前回の議事要旨のほか、各資料に基づいて説明をお願いしたいと思います。

【嶋補佐】 それでは、早速、資料のご説明をさせていただきます。

本日、ご用意しました資料ですが、資料1、前回の第4回研究会の議事要旨でございます。こちらは事務局の文責により公表させていただいているものでございます。

次に、資料2と資料3でございます。本日は、積み残しの論点についてご検討いただいた後に、研究会報告書（案）についてご検討いただく予定でございます。その構成について、資料2でございます。資料3、研究会報告書の資料として、今まで研究会に提出させていただきました資料について、一覧で示したものでございます。

それではまず、補充立候補制度についての積み残しの論点ですが、これまでの議論を要約いたしますと、考え方として、補充立候補の機会はある限り確保されることが望ましいということでした。長の選挙については、現行、候補者が1人になったときに選挙期日を延期する制度がございます。そういったこととの関連も踏まえ、長の選挙については、候補者の死亡等の時期にかかわらず、原則として補充立候補の機会を実質的に確保するという基本的な考え方であったかと存じます。また、その他の選挙については、選挙期日の延期はいたしません、補充立候補の機会はある限り確保されることが望ましいというようなことでした。

そういった観点から、補充立候補制度をもう一度整理いたしますと、現行制度のまま

は、一般の補充立候補の届出期間経過直前に候補者が死亡等したときには、事実上補充立候補ができないのではないかと論点がございました。現行の補充立候補制度の仕組みのまま、補充立候補期限を選挙の期日前3日から期日前2日に延ばした場合、一般の補充立候補については、立候補の届出期限が午後5時（17時）まででございますので、期日前2日の17時まで補充立候補ができるということです。現行制度の仕組み、考え方ですと、期日前2日、一般の補充立候補の届出期限を経過した後は、原則としては選挙期日の延期等がない仕組みになっていますので、補充立候補はここで切れるという考え方になっております。したがって、この期限ぎりぎりまで補充立候補を認めるという考え方から、死亡等の期限と補充立候補の届出の期限が同じになっております。この仕組みのまま一般の補充立候補期限経過後に選挙期日を延期して、原則として、この段階においても補充立候補ができるようにいたしますと、期日前2日の17時の直前のタイミングにおいて補充立候補ができない事態が生じるおそれがございます。したがって、この点についてどう考えるかということでございます。

1つの考え方として、現行のままですと、期日前2日、17時ぎりぎりではもう既に補充立候補ができる時間的余裕がないので、その時間的余裕を確保するため、期日前3日までに死亡等があった場合には、期日前2日までに補充立候補届出を認める。期日前2日というのは、この場合、立候補届出の期限が17時までですので、期日前2日の17時までとなります。

さらに、一般の補充立候補ができなくなった場合、期日前3日経過後、期日前2日から以降ですが、この段階で死亡等があった場合については、選挙期日を延期して補充立候補の機会を認めるということにすると、長の選挙については、候補者の死亡等の事由の発生の時期にかかわらず、原則として補充立候補ができるという仕組みになろうかと存じます。

その他の選挙、国政選挙を含め議員の選挙については、できる限り一般の補充立候補の届出期間を確保するという事で、期日前3日を期日前2日に延ばすという考え方がございます。

以上が1つ目の論点としてご検討いただきたい点でございます。

次に、こちらは前回の研究会でも議論していただいたところですが、投票開始の直前になって選挙期日が延期される場合には、選挙の適正な管理執行に問題を生じるのではないかと、特に当日の投票所における混乱があるのではないかとということがございました。

これについては、選挙期日の7時が投票開始になるので、これに近づいた段階ではもう

期日の延期はしないということについて、どういうふうに考えるかということでございます。

案としては、選挙期日当日の0時から7時までは選挙期日を延期しないこととする案や、期日前日の17時以降は選挙期日を延期しないこととする案がございます。ただ、この場合、補充立候補の機会が最後の段階においては認められませんので、補充立候補の機会が認められない空白期間についてどう評価するかという問題点があるかと存じます。これが2つ目の論点でございます。

もう一つ、前回の議論で、決選投票制度については、改めて制度のメリット、デメリットも含めてご検討いただくとのことでした。前回、「現行の再選挙制度には、1回目の選挙の結果を踏まえて、候補者の集約や新たな候補者の擁立など候補者サイドの調整が行われ、また、有権者にとっても選挙結果を冷静に見つめ直す機会が与えられるというメリットがあるのではないか」というご意見がございました。また、「1回目の選挙において法定得票数を得た候補者がなかったということは、いわば、いずれの候補者も有権者から当選人にふさわしいとは認められなかったということであるから、敢えてそのような候補者に限定して再度有権者の選択を求めることは、必ずしも適当ではなく、改めて広く人材を求める機会を排除すべきではない」というご議論もあったところでございます。

再選挙と決選投票制度について対比してみますと、再選挙については、候補者は制限ございません。新規の立候補も可能であります。決選投票については、今ご検討いただいている中での有力案としては、有効投票の最多数を得た上位4人で行う。当選要件については、現行の法定得票数と同じ、有効投票総数の4分の1ということで、どちらも変わりません。選挙期日については、再選挙のほうは、これを行うべき事由が生じた日から50日以内ということで、これは争訟提起期間があるので、当選人がなかったという告示の日から争訟提起期間を過ぎまして、それから50日以内ということでございます。これは基本的には親選挙と同様に告示をされ、選挙運動期間については、親選挙といたしますか、本来の選挙と同じでございます。決選投票については、過去、昭和27年に廃止された以前の制度では当選人がない旨の告示の日から15日以内となっております。選挙運動期間は5日間ということで、選挙の期日前5日までに告示という過去の制度でありました。選挙運動について、再選挙のほうは、本来の選挙と同様であります。決選投票について、過去の制度では選挙運動期間は5日間でしたが、ここは議論のあるところでございます。

選挙運動費用、選挙運動については、基本的には本来の選挙、親選挙の運動量を縮小す

るといふ考え方になっており、選挙運動費用については、過去の制度について申し上げますと、当時、知事選挙運動期間が30日であったということもあり、5日ということの対比から、当時の制度では通常の6分の1を加算するという仕組みになっておりました。その選挙運動の下の収支報告については、親選挙の収支報告とあわせて報告をする。争訟等の関係についても、決選投票については、親選挙に係属した争訟にかかわらず決選投票を行うことができるという仕組みになっており、争訟の関係についても親選挙とあわせて処理をするという考え方になっていたところでございます。

再選挙については、親選挙、本来の選挙について、争訟がかかった場合には、再選挙を行うことができませんので、それらの処理が終わってから再選挙が行われるということでございます。

議論になっておりましたのは、新たな立候補を認めることとするかどうかということでございます。再選挙は可能、決選投票は不可ということでもあります。

この裏返しとして、再選挙の場合は、2回目の選挙で当選人が決まらない可能性があるということ。決選投票については、2回目の選挙で必ず当選人が決まるということでもあります。

当選人決定までの期間については、再選挙のほうは、争訟提起期間、争訟がかかった場合には、それが終わってから50日以内ということ。また、再々選挙等の可能性がございます。決選投票については、一定期間内に必ず行われるということであり、2回目の選挙で当選人が決まる。親選挙にかかった争訟の提起に左右されないということがございます。

ただ、この裏返しとして、決選投票としての性格があるので、親選挙、本来の選挙との間隔を長くとることはできないといえますか、適当でない面もあるので、短期間での準備が必要ということがございます。

その他、決選投票の告示までの選挙運動の取扱いということがございます。現行選挙制度は、選挙の告示以降の選挙運動しか認めておりません。それ以外は事前運動として禁止される形になります。決選投票の場合については、本来の選挙が終わって、候補者が事実上決まっている段階で告示まで選挙運動をしてはならないという制度設計になりますが、事実上、そこで不都合が生じるおそれはないのかどうかということが、もう一つの問題点としてあるかと存じます。

以上が決選投票制度についてでございます。

本日はこれらの論点についてご議論いただいた後に、本研究会における報告書（案）に

ついてご検討いただきたいと考えております。お手元に報告書（案）ということで準備しております。時間の都合もございますので、まず、今ご説明しました論点について、ご検討いただいた後に報告書（案）についてご検討いただければと存じます。

以上でございます。

【蒲島座長】 今日には主に3つのことを議論したいと思います。1つは、補充立候補制度についての最後の詰め、決選投票制度についての導入の可否を含めた議論、それからこれまでの議論をまとめた報告書（案）がこれでいいのかということの3つです。

まず、補充立候補制度は、むしろこれを改正したときの詰めにどうするかというところだと思いますけれども、それについて議論したいと思います。確かめますと、まず、現行のまま期日前3日から期日前2日にした場合の問題点を事務局に説明していただきました。また、2つめの論点として現行の補充立候補制度の空白の部分の部分を埋めることについてどう考えるかということですが、これについていかがでしょうか。

【嶋補佐】 現行制度のまま期日前3日を期日前2日に延ばしますと、期日前2日の17時まで死亡等の事由があった場合に、期日前2日の17時まで補充立候補の届出ができるという仕組みになります。このまま制度を組みますと、例えば期日前2日の17時直前、例えば16時59分に死亡等の事由があったという場合、期日前2日の17時まで補充立候補の届出ができますということではございますが、事実上、残り1分しかありませんので、できないという形になります。現行の制度では、一般の補充立候補の届出期間が経過した後は、候補者が1人になった場合に限り延期ということで、それ以外の場合には延期になる仕組みではございませんでしたので、なるべく広く補充立候補を認めるということでこういう仕組みになっていたと考えられるところであります。

新しい長の選挙の補充立候補制度としましては、候補者の死亡等の時期にかかわらず、どの時点においても補充立候補が実質上できるようにということで考えますと、現行制度のまま延長する考え方をとりますと、期日前2日の直前の場合は、事実上補充立候補ができない瞬間が現れてしまう。期日前2日の17時をちょっと過ぎた時点で死亡等の事由が発生すれば、選挙期日が延期されて、十分補充立候補の期間がとれるわけですが、期日前2日の17時直前では補充立候補ができないことになりますから、長の選挙については原則として補充立候補の機会が確保されるべきだという点から見て問題があるのではないかと考えてございます。

【蒲島座長】 以上のご議論ですけれども、むしろこれは選挙管理上の問題点を埋めた

ということだと思います。

玉置さん、いかがですか。

【玉置委員】 やはり、今、嶋さんがおっしゃったように、そういう問題が起きるのであれば……。以前も議論があったように、有力でない候補が亡くなった場合でも選挙期日が延びるということについては、ある意味では非常に問題があると思いますけれども、補充立候補を数多く認めるということであれば、説明された方向でいくのが適当ではないかと思います。

【蒲島座長】 小島さん、ご議論をどうぞ。

【小島委員】 結論から言うと、やはりご説明いただいた案のほうがよろしいかと思えます。実質的な競争性を確保できる機会がつけられる。現行制度のまま届出期間のみ延長する場合、死亡の時点と届出の時点が一致するということは、死亡しても事実上補充立候補を認めないという制度になっていますので、制度的には若干矛盾点というか、おかしいのかなというイメージを私は持っておりますし、ご説明いただいた案は、死亡して丸1日空きますので、我々としてもいろいろな準備体制そのほかを含め、またいろいろな周知もできやすいと思えますし、何と云っても、立候補しようと思う方にとってみれば、1日あれば何とか書類の手配だとかもできるんじゃないかなと思っておりますので、制度的にはその方がいいかなと私は思っています。

【蒲島座長】 ほかはいかがですか。

【米委員】 私も、補充立候補する機会を与えるということを考えれば、やはりご説明いただいた案のほうが適当ではないかと思えます。

【蒲島座長】 これは、法律に書くときに、難しいかな。どうやって書きますか。かなり複雑にはなりますよね。そういうことはないですか。

【嶋補佐】 現行の制度より若干複雑になるというのはご指摘のとおりではありますが、そこはできないということはないです。

【蒲島座長】 わかりました。

大竹さん、いかがですか。

【大竹委員】 今回、補充立候補制度の検討を行うに至った経緯を考えれば、補充立候補制度の本当の実を上げるためには、説明案のほうが優れているんだろうと思えます。ただ、実質的に補充立候補できる機会を確保するという言い方をしますと、その他の選挙の方々についても、実はその問題が残っているわけがございます。首長だけこれだけ手厚く

するという事について、ある意味では逆のほうから批判を受ける可能性はあるかと思えますけれども、首長選挙については、選挙期日の延期という制度を導入したことに伴って、このような手当てができるようになったと説明するのかなと感じています。

【蒲島座長】 只野さん、法的な面から。

【只野委員】 制度としては説明案のほうがいいかなと思うんです。今、大竹委員が言われました点はちょっと私も気にはなるんですけれども、やはり選挙の性格が違うといいましようか、1人だけを選ぶということで、首長の場合だけは選挙期日の延期を設けるといことだと説明できないことはないのかなという気がします。

【蒲島座長】 谷口さん。

【谷口委員】 説明案のほうが、結局、選挙期日が延期される可能性が高くなるわけありますけれども、それでも選挙管理委員会からいらした委員の皆様がそちらのほうがよいということであれば、説明案でよろしいかと思えます。

【蒲島座長】 あと、オブザーバーの方はいかがですか。説明案の方向がほぼ一致した意見のような気がするんですけれども。

【仲道オブザーバー】 これまでいろいろと議論されてきて、候補者が亡くなることというのは非常にまれな事例ということ踏まえて、いろんな問題も各委員の方から出ていますけれども、私もやはり、議論された中で、問題はあるにしても、説明案の方向でおまとめになるのが一番いいのではないかと思っております。

【蒲島座長】 小堺さんいかがですか。

【小堺オブザーバー】 選挙の管理執行の立場からすると、やはりかなりシビアな面ありますけれども、有権者の選択の幅を広げるという意味では、説明案のほうがベターだろうと思えます。

【蒲島座長】 わかりました。これは、届出期間を1日延長するという事に係る事務的なとか、技術的な問題にどう対処するかという問題ですので、法改正とすれば、説明案のほうが改正に見合った案なのかなと思えます。以上の意味から、新しい制度に伴う変更は説明案のほうが研究会の合意を得られたということよろしいでしょうか。

以上が補充立候補制度の1つめの論点です。

それから、2つ目の論点に関してはいかがでしょうか。投票開始の直前になって選挙期日が延期される場合には、選挙の適切な管理執行に問題を生じるのではないかというのがもともとの問題点です。

また一言でコメントしてください。嶋さん。

【嶋補佐】 直前に選挙期日を延期しない時間帯を設けるか否かということ、設ける場合には、その幅をどうするかということがございます。大きな対立する論点としましては、補充立候補の機会が認められない空白期間が生じてしまいますので、その点についてどう評価するかということであろうかと考えます。

【蒲島座長】 これも選挙管理にかかわる問題なので、まず玉置さんのほうから。

【玉置委員】 これも、直前になって亡くなるということで、パニックみたいな状態になると思うんですけども、そういう意味で、ちょっと私どももまだ整理ができていないんですが。

【蒲島座長】 では、嶋さん、もう一度。

【嶋補佐】 もう少し詳しくご説明させていただきます。

前回、長の選挙においては、基本的に補充立候補の機会が候補者の死亡等の時期にかかわらず確保されることが適当であるという考え方で、選挙期日を一般の補充立候補の届出期間経過後は延期するという方向でご議論いただいております。ただ、選挙の投票開始の直前になって延期になる場合については、当日、投票所が開いている場合等もございませぬ。また、投票が始まると考えた有権者の方が投票所に行かれるということもありますので、そういう場合に混乱を生じるのではないかとのご議論がございました。

したがって、どちらを重く考えるかということにもなろうかと思っておりますけれども、一つの考え方としましては、選挙期日の7時まで、すなわち投票が始まりまして、候補者が死亡しても当該死亡した候補者の投票が有効になるというのが選挙期日の7時の投票開始以後でございませぬから、それまでに候補者が死亡した場合はすべて候補者が欠けたということになりますので、選挙の競争性が実質的に損なわれたおそれがあるということで、選挙期日を延期することとするという考え方がございませぬ。

ただ、そうはいつても、投票開始直前の延期というのはやはり非常に問題が大きいと考える場合には、直前の時間帯については選挙期日は延期しない、その結果補充立候補をやっていただく時間的余裕が確保できませんので、その場合には補充立候補もできない、認められないということで、仕方がないと割り切るというのがもう一つの考え方でありませぬ。選挙期日を延期しない時間帯について、一つの案としては、選挙期日当日の0時になってからは延期しないということで、考え方をあえて申し上げますと、7時の投票開始になるまでに、当日の投票はもう中止になったと投票所で準備する最低の時間は確保できるとい

うことであろうかと思えます。もう一つの案としましては、前日の夜のニュースにぎりぎり間に合う時間とも考えられますので、前日の17時から選挙期日を延期しないとしたほうが、選挙期日当日の0時よりは候補者への事前の周知という面では時間的余裕が確保できるということをございます。

【蒲島座長】 小島さん、いかがですか。

【小島委員】 確かに、問題は候補者サイド、有権者サイド、選管サイドとあると思うんですけども、どこで調整するかということになると思うんですけど、管理執行が適正にできない状態は適切じゃないと思えますので、その辺でいえば、やはり若干の妥協は必要かなと思っております。ですから、当日0時や前日17時から選挙期日を延期しない案はちょっと厳しいかなという感じがしております。

【蒲島座長】 これは選挙管理の問題がとても大きいので、米さんに。

【米委員】 管理する立場として言えば、やはりできるだけ時間が必要だと思います。空白期間を埋めるということであれば当日の7時まで選挙期日を延期する案になるんじゃないけれども、管理する側からすれば、いろいろ周知していくことを考えると、当日の7時直前になって選挙期日を延期する案は厳しいと思います。

【蒲島座長】 大竹さんはどうですか。

【大竹委員】 今回の検討目的といいましょうか、目標は、補充立候補の機会をとにかく確保していこうということにあるんだろうと思います。そうしますと、当日0時や前日17時から選挙期日を延期しない案でいきますと、わずかでございますけれども、制度に穴があいてしまう、すなわち7時までの間であれば補充立候補が認められないとなってくるわけでございますので、画竜点睛を欠くんじゃないかという感じがしております。

一方で、当日7時まで選挙期日を延期する案で言われております管理執行に問題を生じるのではないかということですけども、要するにこれは管理執行、投票をやめるということですので、それに伴う混乱をどう回避するかということをございます。有権者の苦情に対する対応は確かに大変だろうと思えますけれども、選挙をやり続けるんじゃないくて投票をやめるということですので、そういった意味では選挙の管理執行という面での問題点はそれほど大きくないんじゃないかなという感じがいたしております。

したがって、両方を比較考量した結果、やはり当日7時まで選挙期日を延期する案のほうがより今回の目標に沿った結論になるかなという感じがしております。

【蒲島座長】 では、まだ発言なさっていない方。多分、執行してみないと感じがわか

らないかもしれませんが、玉置さん、どうですか。

【玉置委員】 1日前に亡くなった場合と、午後5時までに亡くなった場合とで区別するというのは、私も、管理執行する側からしてもちょっと検討がつかないんですけども、区別するのは難しいんじゃないかと思うんです。執行する側としては、やはり当日7時まで選挙期日を延期する案でいくしかないのかなという感じがします。

【小塚オブザーバー】 よろしいでしょうか。この前もちょっとお話ししたように、死亡の時点というのが、実際には投票が始まっちゃってからわかる場合があると思うんです。その場合には、もう投票が始まっちゃっていて、その時点で死亡したということがわかって中止になる。これは、投票開始日の午前0時から7時までの間に死亡する場合と実質的には同じになるんだと思うんです。

【蒲島座長】 始まってしまって死亡したのがわかったというのは、それはだれが決めますか。

【小塚オブザーバー】 今の制度上は、死亡を選管が知ったときという形じゃないんです。死亡したときはとなっていますので、死亡した時点と選管が知る時点には、どうしたってタイムラグがあるわけです。仮に当日の午前6時ぐらいに死亡したにしても、実際に選管が知るのは、長崎の場合もそうでしたけれども、選管側が死亡の事実の確認はしなければいけませんので、どうしてもタイムラグが何時間か生じてしまいます。そうすると、既にもう投票は始まってしまっていて、始まって何時間か過ぎたところでやめざるを得ない場合も、当然出てくると思うんです。それは、実態的な選挙の管理をする立場からすると、当日7時まで選挙期日を延期することとした場合でも当日0時や前日17時から選挙期日を延期しないこととした場合でも同じだと思うんです。そういう意味からすると、今も玉置委員からもお話がありましたように、選管側とすれば、こういった空白期間を設けて、じゃあ、なぜそのときに選挙期日を延期しないで、残った候補者だけで投票させるんだと言われたときに、時点だけで選管が大変だから延期はしませんということは難しいんじゃないでしょうか。補充立候補を認めることを原則にして考えた場合には、管理執行上の問題はあるにしても、できる限りその機会は確保するというのが本筋ではないのかと思います。

実際にそうなった場合の選挙管理執行上の問題についてどうするかというのは、前回もたしか小島委員がお話ししたと思うんですけども、一種の危機管理だと思うんです。補充立候補の関係で議論していますけれども、現実の選挙管理執行の立場からすると、例え

ば地震みたいなケースだってあるわけです。そういうことを考えると、これはやはり一種の極めてまれなケースで、それに直面した選管は大変だと思いますけれども、一つの危機管理のスタイルというようなものとして具体的な対応をあらかじめ検討しておいたほうがいいんじゃないか。そういうことによって、混乱はどうしても避けられないと思いますけれども、ある程度の対応は可能ではないんだろうかと思います。そういう意味からすると、やはり当日午前7時まで選挙期日を延期する案のほうが趣旨一貫というんでしょうか、大竹委員もおっしゃいましたけれども、なぜこの部分だけ認めないんだ、既存の候補者だけでやれということにするのかという趣旨一貫が、当日午前0時や前日17時から選挙期日を延期しない案ではないような気がいたします。

【蒲島座長】 只野さんはどうですか。

【只野委員】 私も、今回の改正の趣旨からすると、当日7時まで選挙期日を延期する案のほうがいいかなと最初に拝見したときは思ったんですが、最初の印象では、むしろ当日7時まで選挙期日を延期する案のほうが選管の方は大変なんじゃないかという印象を持っていたんです。ただ、今のお話を伺っていると、当日0時や前日17時から選挙期日から選挙期日を延期しない案でもやはりそれなりに混乱はある、そうであれば当日7時まで選挙期日を延期する案のほうがすっきりしているということでしょうか。

【蒲島座長】 谷口さん、どうですか。

【谷口委員】 私も只野先生と全く同意見です。

【小島委員】 よろしいですか。先ほど、午前0時や前日の17時が厳しいと私は発言したんですけれども、厳しいという意味は、先ほど大竹委員に補足説明していただいたような形で、説明がつかない部分があるという意味での厳しさがあるという趣旨です。やはり、大竹委員、また小塚オブザーバーがおっしゃったような形でいけば、今回の研究会の趣旨からすると午前7時までとすべきであるし、危機管理の問題については、前回もお話ししたんですけれども、ぜひともこういう選挙が行われるときの準備として、共通したマニュアル的なもの、準備の腹づもり等が我々としては必要なかなと思っております。いつ起きるかわかりません。レアケースといっても、次に起きるかもしれませんので、その辺の準備体制をするくらいは必要かなという印象を持っております。

【蒲島座長】 では、まだ議題が山積みになっておりますので、これはむしろ管理上の問題点をどう処理するかでしたので、一応、この委員会の意見は、ちょっと消化不良の面もあるかもしれませんが、問題点をどう処理するかという意味では、期日前3日ま

で死亡等があった場合は前2日まで補充立候補届出ができ、前3日後に死亡等があった場合は選挙期日を延期するという案に合意があったということと、選挙期日の延期事由は当日の7時までに死亡等した場合とすることに皆さんの合意があったような気がします。

選挙管理の面から、国の面からはどうですか。選挙課長あるいは部長あたりからの問題点は。

【安田選挙課長】 私も先日、異動したばかりでございますけれども、当初、この案を検討した際に、やはり7時まで、判明するのが7時以降になって、投票が開始されて混乱する可能性があるのではないかということを強く問題点として意識していたんですが、現行制度においても、一部の投票所についてでございますけれども、繰延投票という制度、つまり災害等があつて投票を中止しなければならない、再度、投票しなければならないという制度が予定されているのがございます。そういう意味で、現行制度でもそういうことを想定したような規定があるというのが、7時までという可能性もあるのかなと考えた一つでございます。

さらに、7時まででいったときに、投票当日の投票開始時間直後に判明するということになりますと、投票を中止しなければいけないとか、当日の期日前投票をどうするかとか、付随する幾つかの課題が出てくるんじゃないか。こういうものについては、場合によって、そういう場合を想定した規定を、選挙の管理執行規定違反と言われないように整備していくという案もあるのではないかと考えているところでございます。

【蒲島座長】 部長はいかがですか。

【久元選挙部長】 特につけ加えることはありません。

【蒲島座長】 それでは、第2番目の決選投票制度の導入について議論したいと思います。既に前回議論したように、決選投票するのかどうか、あるいは再選挙のままでいくのか、そのプラスの面とマイナスの面について事務局から説明がありました。これについて、前回も、決選投票でいって、より効率的に2回で決めるとするのか、あるいは今のまま、決選投票じゃなくて再選挙のままで実質上、同じじゃないかという議論もありました。その点をちょっと議論したいと思います。

具体的に言うと、これは補充立候補とはまた別の観点から出てきた課題なわけですが、それで、決選投票の制度を導入するかどうかについての検討課題を、この研究会でもすることになったというわけですが、まず前提となるのは、決選投票制度を導入するかどうかの是非、導入するとすればどういう形であることを議論してきたわけです。前回の議論

まで、どうも決選投票を導入するか否かを含めて、まだ完全に合意を得られていないような気がしたんですけれども、皆さんはどういう感覚でしたか。そういう私の感覚と同じような感覚でしょうか。いや、あれはもう決まったんだということであれば問題ないですが。

【只野委員】 前回のお話では、一つはあえて決選投票を設ける必要があるのかどうかもあったと思うんですが、最後に論点として、争訟との関係の話が出てきたかと思うんです。現行の再選挙ですと、争訟係属中は再選挙を行えない、決選投票という仕組みにすれば、そこは切り離して考えることができるということですので、メリットはあるかなと。再々選挙の可能性がなくなるということだろうと思うんです。

他方で、決選投票というのはかなり例外的な制度ですけれども、決選投票に至るのは、もともと適任ではないという判断を有権者が各候補にしたという話もあったかと思うんですが、これもなかなか微妙なところがあって、有力候補がたくさんいたので絞り切れなかったということもあり得るかと思いますので、個人的には決選投票という仕組みにしたほうがすっきりするのではないかという印象なんです。

【蒲島座長】 もう一つ、管理上の問題から、決選投票だと選挙までの期間が近過ぎるんじゃないかという議論がありましたね。それは小島さん、いかがですか。

【小島委員】 いろいろなものを準備し直すという観点だと思います。投票用紙の新たなものを調製しなきゃいけないですとか、選挙運動用のビラの証紙をどうつくっていくのか、ポスター掲示場、新たなものに張りかえるというか、板の作成があるとか、決選投票用の投票所入場券を新たにつくり直して有権者に送るという準備期間をどのくらい盛り込むのかな、その辺のクリアをどうしていくかかなという感じがいたしております。市長選挙なんかをやりますと、候補者が5人ぐらい出ますと、必ず再選挙じゃないかということで、いろいろ報道の皆さんからも取材を受けたりしているところだと思いますけれども、決選投票を導入するかどうかという観点からすると、私もまだどうしたらいいかは固まっていないという感じがしているところです。あくまでも実務的にどうできるかが、まだイメージとして固まっていない感じがいたします。

【蒲島座長】 実務的にどうできるかはとても重要な問題です。でも、先ほど議論があったように、それほど無理でなければと言ったらおかしいですけれども、有権者側の観点から見て、そちらのほうを少し重視して議論したらどうかなという気がするんです。

大竹さん、この問題はどうですか。もともと、それほど大きな問題とは思わなかったんですけれども、考えれば随分大きな問題だとわかってきました。

【大竹委員】 再選挙制度とするのか決選投票制度とするのか、両方それぞれメリット、デメリットがたくさんございまして、なかなか悩ましい問題であると思います。

今の再選挙制度で最大のメリットといいますのは、新たに立候補を認めることから、顔ぶれが一新されるということで、有力な方が出てくる可能性があるということがあるんだろうと思います。逆に、これはデメリットにもつながる問題でございまして、いろんな有力な方が集まった場合には、また票が割れて再々選挙になる可能性も実はあるわけでございます。したがって、再選挙制度をとっていった場合には、可能性の問題としてはとにかく選挙が何回も繰り返されて、結局決まらないことがあり得るということだろうと思います。ただ、過去の歴史を見れば、再々選挙はなかったもので、再選挙で決着がついているんだから、再選挙でいいんじゃないかという議論にもつながるわけでございますけれども、可能性としては残っている。

一方で、決選投票制度をやった場合には最大のメリットは何かといいますと、速やかに決着がついて、首長が決定するということであると思います。先ほど只野先生もおっしゃいましたけれども、実は争訟制度の関係がございまして、この前ちょっと思い出したんですけれども、奈良県広陵町で町長選挙がありまして、再選挙になった。実はそれが争訟が提起されて、かなり長い間、続いたんですけれども、やはりどうしても首長不在でとてもやり切れないということで、かなり思い切った判断ですけれども、たしか1年半ぐらい後に再選挙をやっているんです。これは、再選挙の選挙の効力が有効なのかどうか極めて疑問でありましたけれども、裁判所では、最終的には最初の争訟提起は権利の濫用として、再選挙を認めてくれたという事例があったわけでございます。そのように、何らかの事情で再々選挙に至る、あるいは争訟が提起されるといった場合に、首長が長期にわたって不在になる可能性がある。これが耐えがたいと考えれば、この際、決選投票制度を導入することも一つの考えだろうと思っております。

【蒲島座長】 皆さん、いかがですか。谷口さんは。

【谷口委員】 この件については、前々回のところでは大体、上位4人の決選投票でまとまる方向であったところ、前回で、もう少し考えてみるとというご異論も出て、今日に至っているかと思っております。私としては、前回のときも、この案については強い意見を持っていないと申し上げた点から特に変わっておりませんので、今日の会議で決選投票制度を導入するコンセンサスを得られるということであれば、それでよろしいかと思っております。

【蒲島座長】 座長としては、今日の議論を含めて、なかなか判断に苦しむところです

けれども、玉置さんは。

【玉置委員】 私ども選挙を執行する立場として、決選投票にしても再選挙にしても、もう一度投票することについては、同じぐらいの時間が要するというように考えています。

【蒲島座長】 行政側からはどうですか。選挙管理じゃなくて、行政の一員として。

【玉置委員】 それは、空白を埋める意味では、やはり首長が早く決まったほうがよろしいとは思っております。だから、そういう意味では、決選投票のほうが早く決まるということであれば、そういうものが導入されれば、一般的にそのほうがいいんじゃないかという気はしますけれども、私ども選挙を管理執行する立場としては、同じなんです。もう一度、選挙をやると思ってしまうわけでございます。

【蒲島座長】 米さんはどうですか。

【米委員】 争訟があった場合が一番ポイントかなと思っています。といいますのは、争訟があれば、今、おっしゃった広陵町のように1年半という長期になりますので、ある程度、決選投票ということも考えていかなければならないのかなと思います。行政側もそうだし、有権者側も、あまりにも長期に長が不在になる可能性等がありますので、決選投票をやるとすれば、準備のほうもございまして、ある程度、日程を確保した上で、決選投票をするのがいいのかなという気が少しずつしてきました。

【谷口委員】 決選投票のほうでどうやらまとまりつつあるように思うのでありますけれども、ちょっとお伺いしたいのが、今、争訟というのが大きな理由になっておりますけれども、現行法のもとで、親選挙に争訟が提起された場合でも再選挙を行って、その後、裁判所でもとの選挙がだめだとなれば、再選挙も取り消し無効になるという方向の改正もあり得るのかあり得ないのか。もしあり得るのであれば、決選投票を導入するという結論に関しては異論はないのですけれども、その理由として争訟の面でという書き方をするのはいささかまずいということになるかと思うので、その事実関係だけ確認させていただけますか。

【安田選挙課長】 ご指摘のように、制度設計として、再選挙制度はそのまま維持した上で、法定得票数を得られないでの再選挙のケースについては、争訟の提起は待っていただく。それで、まとめて後で争訟提起していただいて、結果が出て、その結果によっては再選挙もあわせてなかったことになるという制度設計も考えられないではないと思います。つまり、決選投票の導入と争訟制度は必ずしも論理的に結びついているわけではない、親選挙については争訟提起できないということと決選投票を導入することが結びついている

わけではないと思います。ただ、再選挙の場合でもそういう争訟提起との関係を遮断するという事になった場合に、どの再選挙について遮断するのか。つまり、こういう法定得票数を満たさない場合の再選挙についてだけ遮断するのか、それとも当選人が死亡したときの再選挙についてもそれを遮断することにするのかという外延をどうするのかについては、さらに議論をしてみないと、今の段階では何とも言えないところはあると思います。そういう議論の論点は残っていると思います。

【谷口委員】　すると、イメージとしては、争訟の問題がクリアできるというか、争訟の問題は決選投票のほうがすっきりするという感じですかね。

【安田選挙課長】　そうでございますね。それだけになるという。

【谷口委員】　それと決選投票を導入すれば、必ず2回目で決まるというイメージですね。

【蒲島座長】　もともとの発想は、特に首長選挙で決まらないことがあり得るのはまずいいんじゃないか。理論的にそういう想定があり得るということと、実際にもさっきのケースがあったんでしょうけれども、それを遮断するという意味で、決選投票を導入するという可否をここで審議してきたわけですよ。

【小堺オブザーバー】　今、谷口さんがおっしゃいましたように、争訟制度を理由としてというのは確かに変だなと思うんです。今回、決選投票を導入するかどうかの話は、やはり再々選挙等の可能性があるのではという形で、速やかに決めることを理由にすべきだろうと思います。争訟制度は、ある意味では別の話でございますので、それを理由に導入するのは極めて変な話だと思います。

ただ、谷口さんがおっしゃいましたように、ではそれと別に、今の争訟制度を変えればいいんじゃないかという議論がありますけれども、今、変えるだけの状況にあるのかどうかを考えていった場合に、争訟制度を見直します、変えますというだけの状況は、現在の段階では多分ないだろうと思います。したがって、それを提起しましてもなかなか提起しづらいし、何で提起するのかという説明もしにくいものでありますから、現実面からいいますと、争訟制度とセットで再選挙制度を入れたらどうかということは成り立たないだろうと思っております。

【蒲島座長】　では、一応、報告書(案)にもそのように書かれているんですけども、この案については、メリット、デメリットを検討して、今後の課題を提示するということにとどめておくか、もう一步踏み込んで、決選投票を導入する場合を前提とした議論を

展開して、その問題点も提起するという2つのやり方があるんです。どういたしましょうか。決選投票にそれほど違和感もないという感じは私もしましたから、それは積極的に考えてもいいんじゃないかという観点から報告書をまとめて、ただ両論併記をなるべく気をつけて、問題点も指摘していくということに報告書の方向をすることで大体皆さんの合意が得られるのであれば、次の報告書（案）に行きたいと思えますけれども、一応、報告書（案）のほうも見てみましょうか。

それでは次に、3番目の課題である報告書（案）について、お願いします。

【嶋補佐】 お手元の報告書（案）のポイントだけご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきますと、目次がございます。大きく2つの構成であります。前半、Ⅰが補充立候補制度等のあり方について、後半、Ⅱが地方公共団体の長の選挙において法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応であります。

Ⅰにつきましては、まず現行制度の説明をしております、2で補充立候補制度のあり方の検討を行っています。3で、候補者が死亡した場合の期日前投票・不在者投票の取り扱いということで、投票やり直しについての検討を加えております。Ⅱの法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応も同じような構成で、1で現行制度について説明しまして、2が検討ということで、ご議論いただきました法定得票数の引き下げと決選投票制度についてということで記述しているのが全体の構成であります。

中身をごらんいただきますと、1枚めくっていただきまして、まず「はじめに」で研究会発足の経緯について簡単に述べております。

さらにおめくりいただきますと、補充立候補制度等のあり方ということで、現行制度についてと問題点について記述しております。

2ページの下の方から、補充立候補制度のあり方についての記述でございます。

まず、補充立候補制度のあり方につきましては、(1) 基本的考え方ということで、研究会でご議論いただきました基本的考え方について述べております。3ページにわたっております、3ページの中ほどから若干下、「したがって」というところで考え方を述べております。「選挙の競争性を回復し、有権者が当選人としてふさわしい者を選挙することができるようにするためには、補充立候補の機会が可能な限り確保されることが適当であると考えられる」という趣旨でございます。

こういった基本的考え方をベースに、それぞれの制度について検討するというので、(2) 一般の補充立候補の届出期間の延長については、メディア等の発達の状況も踏ま

えてということで、4ページにわたりまして記述しております。この部分の結論につきましては、4ページの中ほどの若干下目のところに「したがって、一般の補充立候補の届出期間を、現行の『選挙の期日前3日まで』から『選挙の期日前2日まで』に延長することが適当であると考えられる」と述べております。「なお」のところ、そのほかの選挙についても同様とすること、その下の「また」のところ、比例代表選挙における名簿の補充の届け出についても、「期間を相当程度延長することが適当であると考えられる」と、5ページ一番上の段落に記述しているところでございます。

(3) 一般の補充立候補の届出期間経過後における対応についてでございます。これについては、別途、検討する必要があるということで、2つに分けております。

まず、一般の補充立候補の届出期間経過後に、現行では選挙期日の延期により対応しておりますが、その選挙期日の延期による補充立候補機会の確保についてということで、(ア)の部分でございます。この部分につきましては、現行制度の解説も含めて考え方を書いておりますが、2つ目の段落で、現行では、長の選挙につきまして候補者が1人となったときに選挙期日が延期されますが、「候補者が1人とならない場合であっても、選挙の競争性に疑義が生じているおそれがあり」、次の「したがって」のところ「統轄代表権を有する独任制の執行機関という長の位置付けにかんがみ～候補者が1人とならない場合であっても選挙期日を延期することによって、新たに補充立候補のための期間を確保する必要があると考えられる」ということで、延期するという考え方を述べております。

この点については、研究会でもいろいろなご議論があったところでございまして、候補者によっては選挙期日の延期に強い違和感が示されるおそれがあるという意見が強かったということで、選挙期日を延期する場合を限定する案についても検討しましたことを、次の段落に記述しております。

本日ご議論いただきましたが、「この場合」という段落で、長の選挙につきまして補充立候補を選挙期間を通じて確保することにつきまして、補充立候補の機会が実質的に確保できるよう措置することが適当であると書かせていただいております。

「また」の段落で、これも本日ご議論いただきましたが、投票開始直前の場合について、選挙管理執行上、混乱が予想されますので、そういった支障が極力生じないような措置もあわせて講じる必要があることを書かせていただいております。

以上を受けまして、「具体的には、地方公共団体の長の選挙においては選挙の期日前3日までに候補者が死亡等したときは、選挙期日前2日まで補充立候補をすることができるこ

ととすること、選挙の期日前3日後に候補者が死亡等したときは、選挙期日を延期し、延期された選挙の期日前2日まで補充立候補をすることができることとすること、選挙期日当日に選挙期日が延期されることになった場合については、選挙の管理執行面で極力支障が生じないよう、同日の期日前投票は行わないこととする等の特例を設けることが適当であると考えられる」とまとめております。

「次に」ということで、選挙期日を延期する日数につきましては、有権者の選挙権の行使ということを考えまして、中ほどに「選挙期日を延期する日を、現行の『期日後5日に当たる日』から『期日後7日に当たる日』に変更することが適当である」と記述しております。

7ページに移りまして、2つ目の段落、「なお」のところで、以上、長の選挙につきまして選挙期日を延期する仕組みについて検討の記述をしてまいりましたが、それ以外の選挙につきましては、「更に慎重に検討することが必要であると考えられる」、以上は長の選挙に限るんだということで記述しております。

次に、選挙期日を延期せずに対応する方策ということで、(イ)でございます。研究会においても、さまざまな案についてご議論いただきましたけれども、その状況について記述しております。

まず、前半部分は、議論いただいたのは多岐にわたるわけですが、その中で3つの案について記述して、それぞれのメリット、デメリットを記述させていただいております。

7ページ中ほどの①は、選挙期間中に候補者が死亡等したときは、無効投票率が一定率以上であることを再選挙事由とする案について記述しております。

8ページに移りまして、②は、一般の補充立候補の届出期間経過後、候補者が死亡等したときは、法定得票数を加重し、有効投票と無効投票を合わせた投票総数の一定割合の得票を当選人たる要件とする案について、一番下の③は、一般の補充立候補の届出期間経過後、候補者が死亡等したときは、当該死亡等した候補者に対する投票も有効投票として取り扱う案について記述しております。

以上の案について、それぞれメリット、デメリットについて述べておりますが、9ページの一番下の「①から③の検討案のベースにある考え方は」という段落で、以上のいろいろ検討した考え方についてまとめて、さらに検討を加えるということで記述しております。これらの考え方は、候補者の死亡等がなかったと仮定すれば選挙結果が異なっていたと考えられる場合には、そのまま選挙結果を維持することは適当でないという考え方によるも

のと考えられる。そういった考え方からしますと、③のように正面から死亡等した候補者に対する投票も有効として扱うのがわかりやすい。ただ、その考え方をとる場合は、現行の選挙制度の基本的な考え方と相容れない。特に、本研究会で検討が要請されておりました補充立候補制度の関連で見ましても、現行制度は死亡等した候補者に対する投票を有効とするということではありませんで、候補者が死亡等したときは、補充立候補という仕組みを認めることによりまして選挙の競争性を回復するという考え方をとっておりますので、基本的には相容れないと考えられるということを書いております。

最後に、これら全体を受けまして、これらの検討案については、現行の選挙制度の基本的な考え方と整合的ではないことから、本研究会に検討が要請されている補充立候補制度のあり方としては採用が難しい」ということで記述させていただいています。

以上が10ページの中ほどまででございます。

引き続きまして、もう一つの大きな課題でございました候補者が死亡した場合の期日前投票・不在者投票の取り扱い、やり直しについての検討を10ページ以降に記述しております。

まず、検討の前提といたしまして、期日前投票・不在者投票をやり直すためには、一番下の行になりますが、「それまでに行われた期日前投票・不在者投票をすべて一旦なかったこととして、再度やり直すこととせざるを得ない」と書いております。また、候補者によって区別することもできませんので、次の段落で、どのような候補者が死亡した場合にも差異を設けることはできないということを書いております。

具体的な検討といたしましては、まず1つ目に、「しかしながら」のところ、一律にやり直すことになった場合には、死亡した候補者によっては相当多数の有権者の意思に反することとなる場合も想定されますので、投票のやり直しが必ずしも有権者の意思に沿うとは言えないと考えられることを記述しております。

中ほど、「また」の段落で、2つ目のポイントといたしまして、期日前投票・不在者投票のやり直しということ仮にやるといたしますと、一たんすべてをなかったことにして再度やり直していただく必要があるわけです。その場合には、実際にやり直しを行うことができる機会を確保する必要があるということで、選挙期日を延期してやり直しのための期間をつくるのが不可欠であると考えられますが、選挙期日の延期につきましては、有権者、候補者、選挙の管理執行機関それぞれに負担が大きいということがございますので、適当ではないと考えられることを書いております。

また、3つ目に、「なお」ということで、現行制度の考え方として、「投票をやり直すことは制度として予定されていないと考えられる」と書いております。

さらに、実務の観点から幾つかご議論をいただいておりますので、実務の観点からの問題点について指摘させていただいております。

最後、「したがって」ということで以上の議論を受けさせていただきます、「選挙期間中に候補者が死亡したときに、期日前投票・不在者投票をやり直すことについては、極めて困難である」と書かせていただいております。この場合、直ちに選挙を中止いたしまして再選挙とすれば、これに伴いまして、期日前投票・不在者投票をやり直すこともできますが、再選挙は期日の延期以上に関係方面の負担が大きいことでもありますので、「採用は困難であると考えられる」と書いております。

また、以上の趣旨について、「有権者に対して十分に周知することが適当である」とも、あわせてなお書きで記述させていただいたところがございます。

以上が前半部分のIのところでございます。

次に、13ページ以降が、長の選挙において法定得票数を得た候補者がなかった場合についての記述であります。1は現行制度、課題について記述しております。決選投票制度については、過去の制度と廃止に至った経緯について記述しているところがございます。

15ページをお願いいたします。2、検討以降において、研究会における検討の状況について記述させていただきました。

まず、(1)法定得票数の引き下げについて。引き下げにつきましては、最初の段落の後半部分で「法定得票数を、有効投票の総数の6分の1以上に引き下げることとすれば、1回目の選挙で当選人が決まらない事例が発生する可能性は極めて低くなると考えられる」といったことで、検討したわけですが、最後の行で、法定得票数の制度を設けている趣旨から、「再選挙や再々選挙を避けることを目的として法定得票数を引き下げることとは、適当ではないと考えられる」と述べております。

16ページをお願いいたします。決選投票制度の検討について記述した部分でございます。

まず、(ア)で再選挙制度と決選投票制度の比較について述べております。

1つ目の段落では、現行の再選挙制度について指摘されている問題を書いておりまして、「これに対し」ということで、決選投票制度においては、必ず2回目の決選投票で当選人を定めることができるメリットがあることを記述させていただいております。

一方で、決選投票についてはいろんな意見があるということで、そもそも決選投票制度がなければ長が決められないようなケースは極めてまれであると考えられること、それから、再選挙制度のメリットということにもなりますが、再選挙制度では、候補者の集約や新たな候補者の擁立ということで、新たな立候補もできるということ、有権者にとっても冷却期間を置くことができるということ、3つ目のポツでは、長の選挙においては改めて広く人材を求める機会を排除すべきではないと考えられるのではないかとということで、さまざまな意見があったことを掲げさせていただいております。

(イ)では、導入する場合の制度案についてご議論いただいたことについて記述します。

研究会におきましては、一つ目の案として、過去の決選投票制度のように、法定得票数を有効投票の総数の2分の1以上に引き上げて、1回目の選挙における最多得票者、上位2名でやるという案について、まず検討しております。これにつきましては、もともとの決選投票制度の理念には最も適合すると考えられますが、17ページの上から2つ目の「しかしながら」の段落で、この制度にした場合は、決選投票になる事例が頻発することが考えられますので、比較多数得票主義を長く採用してまいりました我が国の選挙風土にはなじみにくいことを書いております。

②、③で、現行の法定得票数4分の1以上そのまま決選投票を導入する場合に、上位候補者2人で行う案、上位候補者4人で行う案について、まとめて記述しております。もともとの理念としましては、過半数得票主義ということで、有効投票の総数の2分の1以上という考え方があるわけではありますが、過去の制度におきましても必ずしもそうになっておりませんでしたので、必ずしもそうしなければならないことではないと考えられることを書いております。こういった考え方に立ちますれば、法定得票数4分の1のまま決選投票制度を導入することも現実的な制度設計ではないかということ、次の段落で書いております。一番下のところで、こういった法定得票数4分の1のまま決選投票を考えた場合には、「必ず当選人を定めることができる上限の人数である最多得票者4人を決選投票の候補者とするのが適当であると考えられる」と、この両案について分析しております。

制度設計の問題といたしましては、次に「また」という段落で、本来の選挙、親選挙と決選投票制度の間隔について書いております。過去の制度につきましては、当選人がない旨の告示があってから15日以内ということで、2週間後に決選投票が行われる制度になっておりましたが、現在において導入する場合には、選挙の準備にもう少し時間を要する状況になっていますので、「都道府県知事選挙を想定すれば、～少なくとも4週間程度空け

なければならないと見込まれる」と書いております。

「なお」のところで、争訟との関係について、若干、記述しております。「決選投票制度を導入する場合には、昭和27年に廃止された決選投票制度と同様、本来の選挙に対する争訟の提起に影響を受けることなく、決選投票を行うことができることとすることが適当であると考えられると、制度設計についての考え方を述べております。

結論といたしましては、この報告書(案)といたしましては、今後の課題ということで、決選投票制度については、(1)、(2)で書いた制度案、さまざまなメリット、デメリットが考えられるわけですが、「決選投票のメリット・デメリットを勘案しつつ、引き続き検討される必要があると考えられる」と記述させていただいています。仮に導入する場合には、(2)で検討していただいたとおり、法定得票数4分の1以上としたままで上位候補者4人で行う制度が適当であると考えられること、ただ、さらに詰めるべき論点が残っているということで、様々な課題があり、更に具体的な制度設計が検討される必要があると考えられる」というまとめにしています。

19ページ、「おわりに」ということで、こちらは本日の段階では記述を入れておりませんが、本日の議論等を踏まえまして、まとめ的な記述をつけ加えることにしたいと考えているところでございます。

【蒲島座長】 どうもありがとうございました。

ただ、ちょっと気になったのは、一番最後の今後の課題に検討すべきことというのが出てきて、これは我々が検討しなくてもいいのかなという違和感はちょっと感じましたけれども、もし導入とするとすれば、やはりこのことも考えなきゃいけませんか。事務局としてはどうですか。答申はそこまで求められていなかったのかな。

【久元選挙部長】 もし決選投票制度を間違いなく導入すべきだということで研究会の方向が明確に出るのであれば、あわせてこの辺のことについてもさらに議論していただいて、きちんと書き込んでいくということが、私どもとしてもありがたいと思いますけれども、もしそうでなくて、ずっと書いてきましたようなメリット、デメリット論を両方残すということであれば、これは将来に対する総務省への宿題として、研究会として投げかけたといった考え方もしていただけるのではないかなと思います。

【蒲島座長】 できれば、この部分はなくしたほうが……。例えば、法改正をすると決まった段階で、ちょうど制度設計をするときに、最後まで詰めるところは法律的な問題になるので、この部分は考えませんでしたよというのは報告書としてはちょっとまずいかな

と思いますけれども、どうですか。

僕も報告書を提出するのは2度目なのでよくわかりませんが、たくさんやられた大竹さんはいかがですか。

【大竹委員】 課題はいろいろ書いてございますけれども、これは本来、総務省で考えてもらえばいい問題と、この研究会で考えるような件まで、両方まじっているかなという感じがいたします。例えば、この中の候補者たることを辞退することを認めるのか、補充を認めるのかという問題なんかは、4人と決めた場合の考え方に関係してくるものですから、これについてはこの研究会である程度、方向性を出すほうがいいのかなと思っております。ただ、選挙の間隔をどの程度あけるかとか、選挙運動をどうするのかとなりますと、これはもう総務省マターじゃないかなという感じがいたします。

【蒲島座長】 皆さんの手元にこの報告書（案）が事前に送られてきておりますので、あと25分ぐらいで、皆さんのコメントあるいはこういうふうにとちょっと直してほしいというものがあれば、ここでご披露いただきたいんです。今後のスケジュールは、次の段階では、報告書（案）だけでも、最終案が用意されるわけですね。ですから、大きなことであれば、今日中にいただいておいたほうが良いと思います。

【谷口委員】 これまで私がこの研究会で申ししてきたことは、おおむねこの報告書（案）に取り入れられておりますので、大筋の部分では異論がありません。細かい点で1点、お願いしたいところがあるわけなんですけれども、11ページ目あたりです。

前回の研究会で私は、不在者投票の扱いについて、確かに不在者投票・期日前投票というのは例外的な扱いとされているのだけれども、もう事実上の運用としては期日前投票を勧めるような形で進めているのであって、あまりこれをディスカレッジするような書き方をするのはいかがなものかということをお願いしました。その観点から申しますと、11ページの下から2番目の「なお」というところであくまで例外だということを書き、さらに12ページの一番最後でだめを押すというのはちょっといかがかと思うので、ここは、書き方としては、そういうことはあまり書かずに、こういった検討案と補充立候補制度を充実することとを比較考量すると、期日前投票に関してはなかなか全面的救済はやりにくいのである、やむを得ないのであるというニュアンスの書き方にさせていただければと思います。細かい文章については、すべて事務局にご一任いたします。

【蒲島座長】 どうもありがとうございました。

では、嶋さん、それもちょっと反映させていただいて。

【仲道オブザーバー】 12ページの「なお」のところですけども、ちょっと気になる表現なので、「選挙期日に投票できない有権者の投票の機会を確保するために、例外的に」期日前投票・不在者投票があるんだというのはいいんですけども、その後に、極めてまれである今回のこういう例について、「選挙期日までに候補者に変動があっても投票のやり直しはできないことを、有権者に対して十分に周知することが適当」という言い方は、かえって変な、唐突な感じを受けて、この部分は言われたい方がいいのではないかなという気がちょっとします。

【久元選挙部長】 ここもご論議いただきたいところなんですけれども、特に期日前投票のやり直しについては、今回の研究会の報告書では答えを出さなかったわけですよ。その一方で、長崎の局長がおっしゃいましたように、これについては有権者からの苦情が数多くあったという事実をどう考えるのかといったときに、これはもう例外的な話なので特段の措置は講じないと思えるべきなのか、それとも期日前投票について、周知徹底をどの程度するのかはありますけれども、こういう点について注意喚起することも念頭に置いて、つまりこういうことが起こり得ることも念頭に置いて期日前投票の管理執行をやっていくと考えるのか、その辺は議論していただきたいというつもりです。

【蒲島座長】 確かに、この研究会が立ち上がったときの新聞の論調を見ると、これに対する不満がとても多かったんですよ。長崎市の選管にもそれがたくさん寄せられた。それで、私も最初、これを読んだときに、「はじめに」で「死亡した候補者の氏名を記載した期日前投票が大量に無効になったこと」のただ1行でいいのかと、ちょっと違和感を感じたけれども、これをたくさん取り上げると、回答がなかったのも、これでいいのかなとは後で考えたんです。

【谷口委員】 ですから、この研究会の結論としては、期日前投票のやり直しについていろいろ検討したんですけども、補充立候補制度とはどうしてもかみ合わせることができなかったということなので、そこで終わりにしておいて、そもそも期日前投票はこういうものだから、期日前投票した有権者が悪いという書き方はしないというほうがよろしいのではないかと。

【蒲島座長】 では、その点は書き直して、もう一度その部分だけ見てもらってはいかがですか。もちろん、次の研究会もありますけれども、なるべく早く委員の方に回して、その書き方を。

【嶋補佐】 はい。本日いただいたご議論などを踏まえて、2次案という形になります

が、作成して、ごらんいただいて調整したいと考えております。

【大竹委員】 選挙期日の延期をなぜ首長だけやるのかというところの説明が、ちょっとどうなのかなという感じがしております。私がよく見ていないのかもしれませんが、5ページの(ア)の2つ目のパラグラフ、「これは」以下の部分ですか。理由づけはここだけです。あとは、首長以外についてやらないことの説明が入っていないような感じがするんですけども。

【安田選挙課長】 7ページにございます。(イ)の前です。

【大竹委員】 これは、結論的に「負担が大きい」だけで書かれていますけれども、負担が大きいで済む話かなという感じがするんです。

【蒲島座長】 選挙管理執行機関の負担の部分は報告書では少し薄めてほしいなという気がします。多分、それはもちろん書かなきゃいけないことでしょうけれども、確実にできないことと頑張ればできることでは、有権者の立場を一番高くするというのが私の考え方ですけども、選挙管理委員会の方はどうですか。

【大竹委員】 有権者メインということからすれば、それでよろしいと思います。あとは……。

【蒲島座長】 危機管理の問題だと。

【大竹委員】 そういう問題としてとらえていくべきだと思います。

【蒲島座長】 後で怒られませんか。

【大竹委員】 怒られるかもしれません。首長の選出だけは極めて気を使ってやらなきゃいけないけれども、あとはもうどうでもいいような印象を受けられたら困ってしまいます。

【蒲島座長】 でも、この議論の過程では、首長は1人しかいないけれども、議員は複数なので、切迫感というか、そういうことが議論の中であったような気がするけれども、もっと合理的な判断があるといいですね。

【安田選挙課長】 逆に、当初案で書いていたんですけども、書けば書くほど、首長は重要だけれども議員はという印象に読めてしまうので、この程度の記述にとどめた案をお示ししたということがあります。

【蒲島座長】 今、言ったような議論に深入りしてしまうわけですね。

【安田選挙課長】 ええ。

【蒲島座長】 只野先生、何かいい解決案はありますか。

【只野委員】 現行制度でも一応、差はつけられている。1人になった場合には延期するということですので、一応、その線の上に乗った制度設計だというぐらいがいいのかもしれないですね。なぜかという話になると、やはり独任制の機関だからということで、議会の場合にはいろんな議員が選ばれていますけれども、この場合は1人だけでということになるのかなという気がします。

【久元選挙部長】 例えば、5ページ、統轄代表権を有する「独任制の執行機関」というのが2回出てくるんですけれども、そこは今、只野先生がおっしゃいましたように、現行制度の延長線上にという考え方に立つと、2回目まで言う必要もないかもしれません。

【蒲島座長】 ほかにいかがですか。具体的なコメントでなくても、報告書全体で、どうも自分の考えと違うなど。

再選挙と決選投票については、この方向でよろしいですか。

【久元選挙部長】 谷口先生から先ほどご指摘いただいた、決選投票をとらなくても、現行の再選挙制度のままでも選挙争訟を遮断するといった方法もあり得るのではないかとすることは記述させていただいてもよろしいでしょうか。つまり、決選投票をとらずに現行の再選挙のままでいくときにも、1回目の投票で当選人が決まらなかったときには選挙争訟は提起できないこととして、その時点で再選挙を含めて選挙争訟の対象とするといったことも選択肢とするということなのですが。大変ありがたいご指摘なので。

【蒲島座長】 只野先生の憲法論からだ。

【只野委員】 どちらもあり得るかなと思うんですけれども、争訟の問題が出てきたのは、やはり不在期間が長引いてしまう可能性があるということですよ。ですから、本筋としては何となく決選投票のほうがすっきりするかなというのが私の印象なんです。一つの意見としては今もあり得るかなという気がしますので、そういう意見が出たと書いていただくのは問題ないかとは思っています。ただ、50日ですか。結構間があいてしまう感じがしますね。

【蒲島座長】 一応、検討課題の中でメリット、デメリット、もし議会の人たちがデメリットでこのままでいいと思ったときに、やはり問題点は残るわけですよ。それを考えたということで、僕は入れてもいいと思いますけれども、皆さんはどうですか。

【谷口委員】 私は別に決選投票に反対ではなく、あくまで理由づけの話で申し上げたので、事務局で必要と判断されれば、その範囲でお書きいただければと思います。

【蒲島座長】 もともと、これを諮問の対象とされた理由で一番大きかったのは何です

か。決まらないということですかね。

【久元選挙部長】 今回の統一地方選挙でそういう事例が出てきたということと、あとは前大臣はもともとこの点について疑問をお持ちになったので、あわせて検討してほしいという話でもあったということです。新聞の論壇でもそういうご意見があったということもあります。

【小塚オブザーバー】 ちょっと言い過ぎになるかもしれないんですけども、もともと4分の1に達する候補者がいなくて決選投票なり再選挙ということにした場合、親選挙について争訟が提起されるケースを考えた場合に、選挙無効争訟の場合はあり得ると思うんですけども、当選無効争訟の場合は、4分の1に達しなかった候補者の中で、だれか1人が4分の1を超えるケースは、争訟によっては極めてまれだと思うんです。まずあり得ないと言ったら何ですけども、それくらいに極めてレアケースだろうと思います。そうすると、争訟が提起されたから、その決着がつくまで再選挙ができないという今の仕組みは、正直言いまして、やはり何とかしなきゃまずいんじゃないのかなという気はします。

というのはどういうことかという、議員選挙なんかについてはあるんですけども、選挙争訟が提起されても、実際にその選挙で一旦当選人と決められた議員が議員であることは、その地位自体はもう維持されているんです。選挙争訟の結果、その当選が無効になった場合に初めて議員でなくなるということになるわけで、ある一定の期間、擬制的ではあるんでしょうけれども、当選人として決定された状態は維持をするというのが一つの考え方だろうと思うんです。そうすると、再選挙を行った場合に、親選挙が無効になったから再選挙も無効になる、それはそういう考え方でいいと思うんですけども、一応、争訟が提起されても、再選挙の結果は親選挙の争訟の決着がつくまでの間はそのまま維持するという考え方があっていいだろうと思うんです。要するに、今のこの決選投票の問題というのは、長期にわたって長が不在になることを避ける意味で考えようということですので、先ほど来お話があるように、親選挙と遮断して、再選挙は再選挙として一旦効力を認めるというんでしょうか、維持するというのも一つの考え方だろうと思うんです。長の長期不在を解消するというか、穴埋めする制度として考えた場合には、そういう考え方も十分あっていいんじゃないのかという気がいたします。谷口先生のお話も、多分そういうことが前提なのかなと思います。

【蒲島座長】 座長がこれは言い過ぎかもしれませんが、候補者をある段階で有権者が吟味しているということはそれなりに大事なことで、再選挙にして、また最初から

新しくやり直して、新しい候補者も出てきたという、候補者の負担というのは意外とわかるような気がするんです。例えば、何で学部長選挙で再選挙にせずに決選投票にするか、あるいは同じように学長選挙でも再選挙じゃなくて決選投票にするかという、ある種それなりの評価をしていて、その中でAとBとCを考えてAを選んだとすると、そこにDが入ってきたら、また選考基準が違ってくる。50日、長くなるというのは、それを考える時間にかかるのかなということもあると思うんです。その部分で、意外と決選投票に対しての考え方も悪いわけではないなど、私は最初、これが出てきたときには思ったんです。だから、素直に決選投票でもいいのかなと思ったけれども、いろいろなことが出てきて、やはりもう一度、考えなきゃいけないということで、今日、ちょっと時間をとってやったところなんです。

だから、前回の議論は、むしろ決選投票のほうで問題点は何かという書き方になって、報告書もそういう書き方になっているので、そちらにウェイトをかけたらどうかなという気がします。これはあくまで座長の議論で、この全体をあらわしているわけではないですけれども、報告書を書こうとしても、なかなか難しいのかなと。どちらかにウェイトをかけたこの研究会の合意がないと、プラスとマイナスを書いてという書き方になるから、報告書のパンチ力がないような気がします。

時間があと10分しかないので、一応、論点はこの方向でいいということであれば、皆さんの今日の議論を踏まえて、もう一度、書き直して、次の研究会の前にお渡しして、そしてもし……。

【嶋補佐】 事前に案を作成しまして、あらかじめ委員の先生方にお送りして調整を済ませた上で、できれば次回の研究会に臨むような形で。

【蒲島座長】 次回研究会では、もう最終案的なものがないとまずいですよね。

【嶋補佐】 できれば準備したいと考えております。

【蒲島座長】 大竹さんと一緒だったITのときの研究会と比べると、あのときはものすごくまとめるのが大変だったんでしょうけれども、コンセンサスが非常にある研究会だと思います。

そういうまとめ方でよろしいですか。皆さんには事前にこれが配付されて、それにコメントをしていただく期間は、研究会のときか、それともその前に個人的にできるんですか。

【嶋補佐】 それぞれご連絡先をいただいているところでありますので、修正した案を改めて委員の先生方にお送りして、再度コメントをいただいて、調整した上で最終案を作

成したいと考えています。

【蒲島座長】 では、それぞれのコメントが来た段階で最終案をつくりましますけれども、その最終案をつくる段階で、それぞれが入って、どういうふうに入れるかについては、座長と事務局にご一任できますか。

していただければ、その案を次の研究会でお示しできるということ。

あと、私自身は、とてもよくできた報告書だと思うし、一番心配した何も考えずに結論を出したという書き方じゃなくて、一生懸命考えて苦渋の決断を示したというのがよく書かれているなと思いました。

あとは、事務局、部長のほうから何かございませんか。

【嶋補佐】 それでは、次回研究会についての事務的なことですが、また日程の調整を事前にさせていただきたいと考えておまして、先生方の日程をお伺いするペーパーをお手元に配付させていただいておりますので、この場か、あるいは後で結構でございますので、事務局までお知らせいただければ幸いです。

【蒲島座長】 今月中ですね。

【嶋補佐】 一応、今月めどで日程をお伺いさせていただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

【蒲島座長】 すみません。この研究会の今後の日程をもう少し、次はどのようなプロセスになるのか教えていただけますか。

【嶋補佐】 想定しておりますのは、本日いただいた意見を踏まえまして、事務局で再度、案を作成させていただきます。それを委員の先生方に、メールあるいはファクスになるかと思いますが、お送りさせていただきます。コメント等も改めていただきまして、それを踏まえて、座長ご一任という形にさせていただきましたので、座長とご相談させていただいて最終案を作成したいと考えております。その上で、最終、第6回の研究会を開催させていただくという手はずでお願いしたいと考えております。

【蒲島座長】 では、皆さんのお手元にある日程表に都合の良い日を書いていただいて、多分、今日、いただいたほうが、事務局のほうはよりスムーズに次回の日程を設定できるのではないかと思います。

【嶋補佐】 恐れ入ります。説明のほうで説明はできなかつたんですが、あわせて報告書に添付いたします参考資料についても、本日、資料として配付させていただいております。基本的には、これまでの研究会におきまして事務局からご議論に資するように提出さ

せていただいた資料について再編成したものを、報告書の参考資料として添付する形にしたいと考えているところでございます。

【蒲島座長】 それでは、お済みになったと思います。時間は、私の不手際で、いつも遅くなることが多いんですけども、今日はちょっと早くなりました。これで第5回の研究会を終わりたいと思います。

今後は、この報告書によく目を通していただいて、忌憚ないご意見をお返しいただければ、私と事務局に一任していただいたので、それを踏まえながら最終案をつくりたいと思います。次回の研究会では、その最終案をもとに再度、審議して、それを報告書として提示したいと思っています。皆さん、どうもありがとうございました。